

社会福祉法人運営の手引

(令和5年6月)



宮崎県福祉保健部

指導監査・援護課

1	社会福祉法人の概要	1
	(1) 社会福祉法人の定義	
	(2) 社会福祉法人の責務	
	(3) 法人の設立	
	(4) 所轄庁	
	(5) 登記	
	(6) 定款変更	
	(7) 社会福祉法人の実施する事業	
2	評議員	10
	(1) 評議員の責務	
	(2) 評議員の定数	
	(3) 評議員の任期	
	(4) 評議員の選任及び解任	
	(5) 評議員の資格要件	
	(6) 評議員の欠格事項	
	(7) 評議員に欠員が生じた場合の措置	
	(8) 評議員選任・解任委員会の運営	
3	評議員会	15
	(1) 評議員会の権能	
	(2) 評議員会の決議事項	
	(3) 評議員会への報告事項	
	(4) 評議員会の招集時期	
	(5) 評議員会の招集手続	
	(6) 評議員会の招集手続の省略	
	(7) 評議員会の審議・決議	
	(8) 議長の議決権	
	(9) 評議員会の決議の省略	
	(10) 評議員会への報告の省略	
	(11) 評議員会の議事録	
	(12) 評議員会に関する評議員の権限	
4	理事	22
	(1) 理事の責務	
	(2) 理事の定数	
	(3) 理事の任期	
	(4) 理事の選任	

(5) 理事の資格要件	
(6) 理事の欠格事項	
(7) 理事の解任	
(8) 理事に欠員を生じた場合の措置	
(9) 競業取引	
(10)利益相反取引	
5 理事長・業務執行理事	29
(1) 理事長の職務及び権限等	
(2) 理事長の選定及び解職	
(3) 理事長が退任した場合	
(4) 業務執行理事	
(5) 自己の職務の執行状況報告	
(6) 理事長専決	
6 理事会	31
(1) 理事会の権限等	
(2) 理事会の招集手続	
(3) 理事会の招集手続の省略	
(4) 理事会の審議・決議	
(5) 議長の議決権	
(6) 理事会の決議の省略	
(7) 理事会への報告の省略	
(8) 理事会の議事録	
7 監事	35
(1) 監事の権限等	
(2) 監事の定数	
(3) 監事の任期	
(4) 監事の選任	
(5) 監事の資格要件	
(6) 監事の欠格事項	
(7) 監事の解任	
(8) 監事に欠員を生じた場合の措置	
8 監事監査	42
(1) 決算手続のスケジュール	
(2) 監査を受ける決算関係書類	

(3) 監事監査の方法	
(4) 監事監査の報告書	
9 会計監査人	44
(1) 会計監査人の設置義務	
(2) 会計監査人の任期	
(3) 会計監査人の選任・解任	
(4) 会計監査人の責任と権限等	
1 0 内部管理体制の整備	48
(1) 内部管理体制の整備	
1 1 評議員及び役員（理事・監事）の報酬	49
(1) 報酬等の額（報酬等の額の総額）	
(2) 報酬等の支給基準	
(3) 支給の方法	
(4) 支給の形態	
(5) 報酬等の公表	
1 2 役員等関係者への特別の利益供与の禁止	52
1 3 役員等の損害賠償責任	53
(1) 社会福祉法人に対する責任	
(2) 第三者に対する責任	
(3) 連帯責任	
(4) 補償契約及び役員等のために締結される保険契約	
1 4 罰則	56
(1) 特別背任罪等の適用	
(2) 不法行為に対する過料の適用	
1 5 書類の公表、備置き	57
(1) 公表「義務化されたもの」	
(2) 備置き	
1 6 社会福祉充実計画	58
(1) 計画の作成	
(2) 計画の内容	

(3) 計画の実施期間等	
(4) 地域協議会等への意見聴取	
(5) 公認会計士等への意見聴取	
(6) 計画の決定・承認	
(7) 計画の変更手続	
1 7 地域における公益的な取組	61
(1) 地域における公益的な取組の要件	
(2) 定款上の取扱い	
1 8 会計処理	63
(1) 会計年度	
(2) 会計の原則	
(3) 会計帳簿の整備	
(4) 管理組織の確立	
(5) 予算と経理	
1 9 資産管理	65
(1) 基本財産	
(2) その他財産	
(3) 不動産の賃借	
2 0 福祉サービス第三者評価	68

【凡例】

- ・法 : 社会福祉法
- ・政令 : 社会福祉法施行令
- ・省令 : 社会福祉法施行規則
- ・一般社団・財団法人法 : 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- ・審査基準 : 社会福祉法人審査基準（社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号、厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）
- ・審査要領 : 社会福祉法人審査要領（社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号、厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）
- ・定款例 : 社会福祉法人定款例（社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号、厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）

- ・留意事項：社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）
- ・留意事項Q&A：「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A

1 社会福祉法人の概要

(1) 社会福祉法人の定義

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、法の定めるところにより設立された法人をいいます（法第22条）。

社会福祉法人以外の者は、その名称中に「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはなりません（法第23条）。

(2) 社会福祉法人の責務

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければなりません（法第24条第1項）。

特に、近年、福祉ニーズが多様化・複雑化しており、高い公共性を備えた社会福祉法人の役割は重要なものとなっています。

(3) 法人の設立

ア 設立認可申請

社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって少なくとも下記の事項を定め、当該定款について所轄庁の認可を受ける必要があります（法第31条第1項）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 社会福祉事業の種類
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 評議員及び評議員会に関する事項
- ⑥ 役員（理事及び監事）の定数その他の役員に関する事項
- ⑦ 理事会に関する事項
- ⑧ 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- ⑨ 資産に関する事項
- ⑩ 会計に関する事項
- ⑪ 公益事業を行う場合には、その種類
- ⑫ 収益事業を行う場合には、その種類
- ⑬ 解散に関する事項
- ⑭ 定款の変更に関する事項
- ⑮ 公告の方法

また、設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければならないとされています（法第31条第3項）。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解

任する旨の定款の定めは、その効力を有しません（法第31条第5項）。

法人の解散に関し残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければなりません（法第31条第6項）。残余財産の帰属について定款に特別の定めがない場合は、国庫に帰属します（法第47条）。

(7) 定款の作成例

社会福祉法人が作成すべき定款の例として「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号、厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」（最終改正：令和2年3月31日）の別紙2「社会福祉法人定款例」が定められています。

(4) 必要書類

所轄庁に対し設立認可申請を行うに際し、必要とされる書類は次のとおりです（省令第2条第1項・第2項）。

- | |
|---|
| <p>① 次の事項を記載した設立認可申請書</p> <ul style="list-style-type: none">・ 設立者又は設立代表者の氏名及び住所・ 社会福祉法人の名称及び主たる事務所の所在地・ 設立の趣意・ 評議員となるべき者及び役員（理事及び監事）となるべき者の氏名・ 評議員となるべき者のうちに、他の各評議員及び各役員と特殊の関係にある者がいるときは、その氏名及びその者との関係を説明する事項・ 理事となるべき者のうちに、他の各理事と特殊の関係にある者がいるときは、その氏名及びその者との関係を説明する事項・ 監事となるべき者のうちに、他の各役員と特殊の関係にある者がいるときは、その氏名及びその者との関係を説明する事項 <p>② 定款</p> <p>③ 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none">・ 設立当初において当該法人に帰属すべき財産の財産目録及び当該財産が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類・ 当該法人がその事業を行うために上記の財産目録に記載された不動産以外の不動産の使用を予定しているときは、その使用の権限が当該法人に確実に帰属することを明らかにすることができる書類・ 設立当初の会計年度及び次の会計年度における事業計画書及びこれに伴う収支予算書 |
|---|

- ・ 設立者の履歴書
- ・ 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
- ・ 評議員となるべき者及び役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書

なお、認可申請書類には、副本1通を添付しなければならないとされています（省令第2条第5項）。

また、所轄庁は上記以外の書類であっても、不動産の価格評価書その他必要な書類の提出を求めることができ（省令第2条第3項）、宮崎県は次のとおり定めています（知事の所轄する社会福祉法人に関する規則第2条第1項）。

- ① 設立者が2人以上の場合にあっては、設立の意思の決定を証明する書類
- ② 役員となるべき者の印鑑登録証明書
- ③ 法人設立後に施設を設置し、当該施設を経営する事業を行う場合にあっては、次に掲げる書類
 - ・ 施設建設計画書及び設備整備計画書
 - ・ 施設建設計画及び設備整備計画の内容が確実であることを証明する書類
 - ・ 施設建設及び設備整備に負債を予定する場合は、その償還計画を記載した書類及びその償還計画が確実であることを証明する書類
 - ・ 施設の長の就任承諾書、印鑑登録証明書、履歴書及び施設の長の資格を満たすことを証明する書類
- ④ 設立認可申請の際現に申請に係る事業を行っている場合にあっては、申請前おおむね2年間における当該事業の概要を記載した書類及び収支計算書
- ⑤ その他、知事が特に必要と認める書類

(ウ) 所轄庁の認可

所轄庁は、「当該申請に係る社会福祉法人の資産が要件に該当しているかどうか」、「定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか」等を審査した上で、法人設立の認可を決定します（法第32条）。

(イ) 設立の登記

所轄庁による認可後、社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します（法第34条）。

(4) 所轄庁

社会福祉法人は、所轄庁の認可により設立され、その後も定款の変更、解散、合併等に関し所轄庁の認可を受けなければなりません。また、法人の運営に関しその指導監督を受けることとなります。

社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事となります（法第30条第1項）。ただし、宮崎県においては、次の場合、「市長」又は「厚生労働大臣」が所轄庁となります（法第30条第1項第1号、同条第2項）。

ア 市長

主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であって、その行う事業が当該市の区域を超えないもの。

イ 厚生労働大臣

社会福祉法人でその行う事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、全国を単位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業、法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業を行っているもの。

※ 宮崎県が所轄庁である場合、各種手続は所管する担当課が行います。

(5) 登記

社会福祉法人は、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならないとされています（法第29条第1項）。登記事項については、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができません（法第29条第2項）。

なお、法人設立時の登記は設立に必要な手続が終了した日から2週間以内にしなければならないと、登記事項については、組合等登記令で次のとおり定められています（組合等登記令第2条第1項、第2項）。

ア 目的及び業務

イ 名称

ウ 事務所の所在場所

エ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

オ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

カ 資産の総額

これらの事項について変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない（組合等登記令第3条第1項）。

また、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から3か月以内に行わなければならない（組合等登記令第3条第3項）。

(6) 定款変更

ア 評議員会の特別決議

定款変更は、理事会の決議を得た上、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2（定款でこれを上回る割合を定めた場合はその割合）以上に当たる多数をもって行います（法第45条の9第7項）。

イ 所轄庁の認可

定款変更は、定款変更認可申請書を所管課に提出し、認可を受けなければ、その効力を生じません（法第45条の36第2項）。

一方、次に該当する場合は、所轄庁の認可は不要ですが、定款変更届の提出が必要となっています（法第45条の36第4項、省令第4条第1項）。

(ア) 事務所の所在地（法第31条第1項第4号）の定款変更

(イ) 資産に関する事項（法第31条第1項第9号）（基本財産の増加に限る。）の定款変更

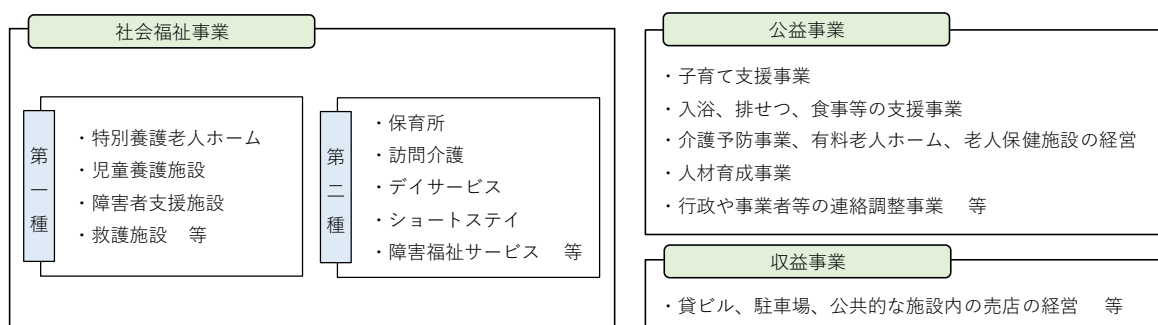
(ウ) 公告の方法（法第31条第1項第15号）の定款変更

※ これらの申請書等の提出に当たっては、事前に所管課に相談してください。

(7) 社会福祉法人の実施する事業

社会福祉法人は、社会福祉事業を実施することを目的に設立された法人であり、必ず社会福祉事業を実施する必要があります。

社会福祉事業の他、公益事業や収益事業を行うことができます（法第26条第1項）。



ア 社会福祉事業

社会福祉事業の定義については、法第2条において、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分類されています。社会福祉に関連する事業であっても、第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業に該当しない場合は、社会福祉法上の社会福祉事業としては取り扱われません。

(7) 第一種社会福祉事業

利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）です。

経営主体は、行政及び社会福祉法人が原則です。施設を設置して第一種社会福祉事業を経営しようとするときは、都道府県知事等への届出が必要になります。

その他の者が第一種社会福祉事業を経営しようとするときは、都道府県知事等の許可を得ることが必要になります。

個別法により、保護施設並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、行政及び社会福祉法人に経営主体が限定されています。

(4) 第二種社会福祉事業

比較的用户への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）です。

第二種社会福祉事業の経営主体に制限はなく、都道府県知事への届出により事業を開始することができます（法第69条第1項）。

イ 公益事業と収益事業

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（公益事業）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする事業（収益事業）を行うことができます（法第26条第1項）。

なお、「その経営する社会福祉事業に支障がない」とは、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであり、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要とされています（審査基準第1. 2 (3) (4)、3 (4) (5)）。

(7) 公益事業

公益事業は、公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業です。

公益事業の具体例は、「審査基準」及び「審査要領」に示されています。

【審査基準第1. 2 (1)】

- a 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- b 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
- c 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業

- d 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- e 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- f 子育て支援に関する事業
- g 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- h ボランティアの育成に関する事業
- i 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
- j 社会福祉に関する調査研究等

【審査要領第1.2】

- a 法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
- b 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
 なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えないこと。
- c 有料老人ホームを経営する事業
- d 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（cを除く。）
- e 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業
- f 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業
- g 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
 なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないほか、公益事業において剰余金を生じた時は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てることとされています（審査基準第1.2(5)、(6)）。

(イ) 収益事業

収益事業は、法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであることとされています（審査基準第1.3(1)）。

事業の種類については特別の制限はありませんが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないといわれています。また、法人税法上の収益事業の範囲に含まれない事業であっても、社会福祉法人の定款上は収益事業として扱う場合があるとされています（審査基準第1.3(2)）。

収益事業の具体例としては、「審査要領」において「当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当である」とされている一方、社会福祉事業の実施する収益事業のふさわしくない例として、下記の事業及び場合が挙げられています。

- ① 「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があり、法人は行うことができない事業
 - ・風営法（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
 - ・高利な融資事業
 - ・前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業
- ② 「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」がある場合
 - ・社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
 - ・社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

また、次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められるもの」に該当しないので、結果的に収益を生じる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はありません（審査要領第1.3(1)）。

- ① 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
- ② たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合

③ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を
経営する場合

2 評議員

(1) 評議員の責務

評議員は、議決機関として社会福祉法人の重要事項を審議し、役員（理事・監事）の選任・解任等を行う評議員会の構成員です。

評議員には、社会福祉法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務（善管注意義務）が課せられています（法第38条、民法第644条）。

この委任契約は、適正な選任手続と法人からの申込み及び本人の就任承諾によって成立し、理事長からの委嘱は不要です（定款変更に関するQ&A問16）。

(2) 評議員の定数

評議員の定数は、定款で定める理事の数を超える数とされています（法第40条第3項）。

法により理事は6名以上が必要とされているため、評議員は7名以上が必要です。

(3) 評議員の任期

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。ただし、定款の定めによって、「4年以内」を「6年以内」に延長することができます（法第41条第1項）。

また、補欠として選任された評議員の任期については、定款の定めによって退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます（法第41条第2項）。

【任期の起算点と任期（参考）】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 令和5年6月の評議員選任・解任委員会で評議員の選任を行った場合
→任期は令和9年4月～6月開催の定時評議員会の終結の時まで○ 令和5年3月の評議員選任・解任委員会で評議員の選任を行った場合
→任期は令和8年4月～6月開催の定時評議員会の終結の時まで |
|---|

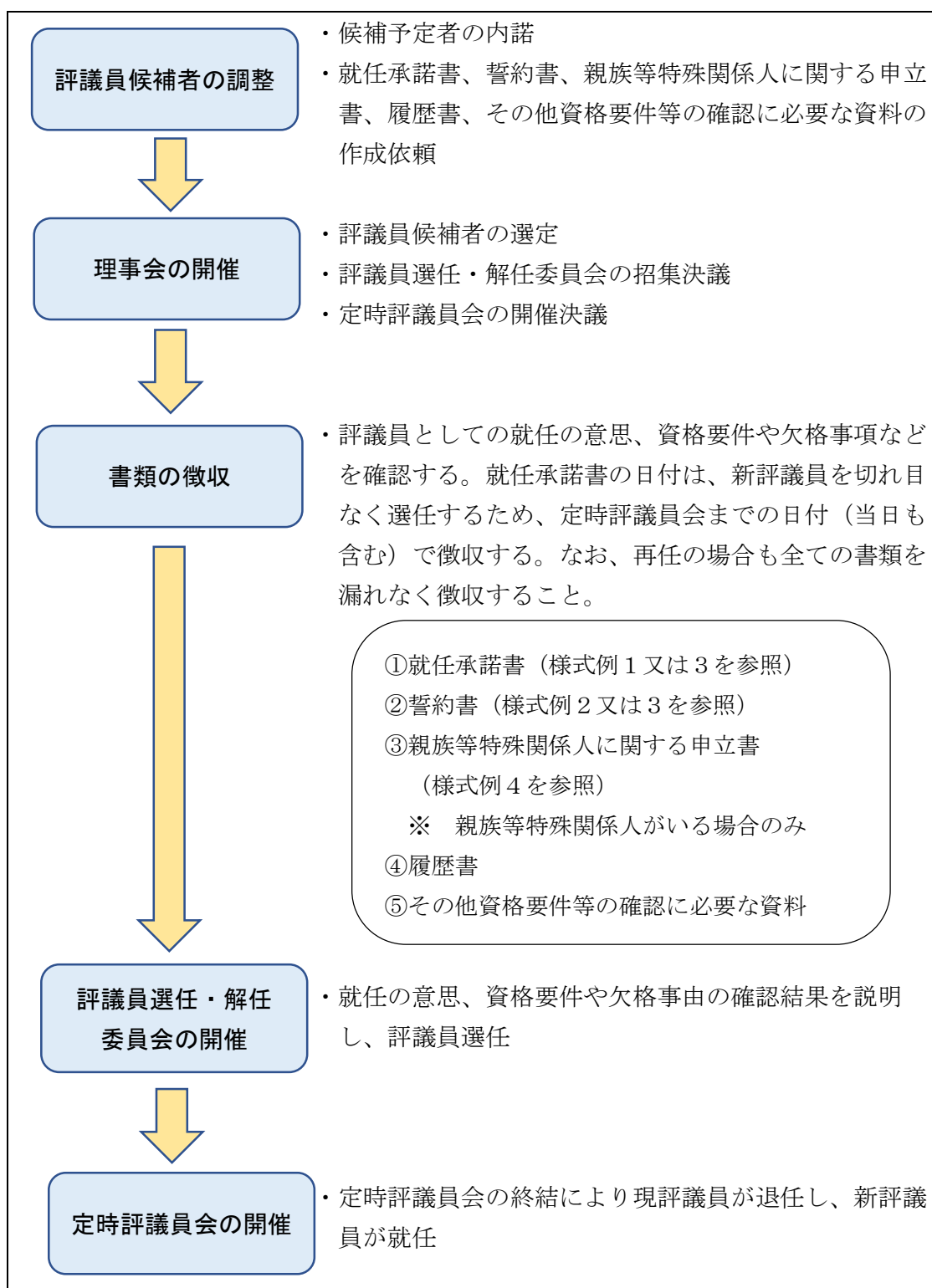
(4) 評議員の選任及び解任

評議員の選任及び解任は、定款の定めに従って行います（法第39条）。

理事又は理事会が評議員を選任することができないので、それ以外で中立性が確保された方法を定款に定めて行います（法第31条第5項）。

定款例では、監事、事務局員及び外部委員によって構成する評議員選任・解任委員会を設置して行うことが示されています（定款例第6条）。

【評議員の選任の流れ（例示）】



(5) 評議員の資格要件

評議員の資格要件は「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」になります（法第39条）。

この資格要件に該当するかどうかは各社会福祉法人の判断になるので、事前

に徴取する書類等で確認します。

例えば、この資格要件に該当する者として地域住民を評議員にすることは可能であり、居住地等の制限もありません（留意事項Q&A 問18、問19）。

評議員の選任の手続は、各評議員候補者がこの資格要件に該当していることを説明した上で行うことが必要です（指導監査ガイドライン I 3(1)1）。

(6) 評議員の欠格事項

次のア～ウに当てはまる者は、評議員となることはできません。

ア 欠格事由

評議員の欠格事由は下表のとおりです。役員（理事・監事）の欠格事由と同じです。

【評議員の欠格事由（法第40条第1項）】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 法人② 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者⑤ 解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 |
|---|

イ 兼職禁止

評議員は、役員（理事・監事）、当該社会福祉法人の職員を兼ねることはできません（法第40条第2項）。

例えば、非常勤の医師は、雇用関係がある限りは職員であることから評議員になることはできませんが、嘱託医については、法人から委嘱を受けて診察等を行う範囲にとどまるものであり、雇用関係がなく、法人経営に関与しているものではないことから評議員に選任することが可能です（留意事項Q&A 問23-2）。

なお、顧問弁護士、顧問税理士、顧問会計士については、法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う場合は評議員に選任できませんが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合は評議員に選任することができます（留意事項Q&A 問21）。

また、当該社会福祉法人の職員であった者が評議員になることは可能ですが、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とするのが適当です（留意事項Q&A 問17）。

ウ 特殊関係者

評議員には、各評議員又は各役員の配偶者及び三親等以内の親族が含まれてはなりません。また、次のとおり各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません（法第40条第4項、第5項）。

【各評議員又は各役員と特殊の関係がある者（省令第2条の7、8）】

- ① 評議員又は役員と事実上婚姻関係にある者
- ② 評議員又は役員に雇用されている者（秘書、執事など個人的に雇っている者）
- ③ 評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該評議員が、役員若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該評議員」及び「他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の合計数が、当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。）

例えば、評議員が7名の法人の場合

- 評議員Aが役員となっている株式会社の役員Bが評議員となる場合、A・Bあわせて評議員の総数の3分の1を超えないので、特殊関係には該当しません。
- 評議員Cが役員となっている株式会社の役員D・Eが評議員となる場合、C・D・Eあわせて評議員の総数の3分の1を超えるので、特殊関係に該当し認められません。
- 評議員Fが役員となっている他の社会福祉法人の職員G・Hが評議員となる場合、評議員の総数の3分の1を超えても原則特殊関係には該当しませんが、⑧の場合は特殊関係に該当します。

- ⑦ 当該役員が、役員若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の合計数が、当該社会福祉法人の評議員の総数の

3分の1を超える場合に限る。)

例えば、評議員が7名の法人の場合

●理事長 I が代表となっているNPO法人の職員 J が評議員となる場合、I・Jあわせて評議員の総数の3分の1を超えていないので、特殊関係には該当しません。

- ⑧ 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の2分の1を超える場合に限る。）
- ⑨ 次に掲げる団体の職員（国会議員又は地方公共団体の議員を除く。評議員総数の3分の1を超える場合に限る。）
- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

(7) 評議員に欠員が生じた場合の措置

評議員に欠員が生じた場合は、速やかに欠員補充を行う必要があります。在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていない場合、法人指導監査における指摘事項となります。

欠員が生じた都度、評議員の選任手続を行う方法もありますが、定款の定めにより、あらかじめ補欠を選任しておくことも可能です。

この場合、補欠として選任された評議員の任期については、定款の定めによって退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます（法第41条第2項、留意事項Q&A 問34）。

なお、評議員に欠員が生じた場合、任期満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで評議員としての権利義務を有しません（法第42条第1項）。

また、評議員に欠員が生じた場合に、事務が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができます（法第42条第2項）。

利害関係人には、他の評議員、役員、会計監査人、職員、債権者等が該当します（留意事項Q&A 問27）。

(8) 評議員選任・解任委員会の運営

定款例では、評議員の選任・解任に関し、法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関として、評議員選任・解任委員会を設置することとしています。評議員選任・解任委員会の運営については、理事会において定めた運営細則に基づき行うことが一般的です。

3 評議員会

(1) 評議員会の権能

評議員会は、法人運営の基本ルールや決算の承認など重要事項の最終決定を行う必置の議決機関です（法第45条の8第2項、3項）。

また、役員（理事・監事）及び会計監査人の選任・解任等を行うことにより理事等を牽制・監督する役割も担っています（法第43条第1項、第45条の4第1項、第2項）。

(2) 評議員会の決議事項

評議員会は、法令及び定款に定めた事項に限り、決議をすることができます（第45条の8第2項）。

法令に定める評議員会の決議事項について、理事、理事会その他評議員以外の機関が決定することができる旨を定款に定めたとしても、その定めは無効となります（法第45条の8第3項）。

【評議員会の決議事項（定款例第10条）】

- ① 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任（法第43条第1項、第45条の4第1項、第2項）
- ② 理事及び監事の報酬等の額（定款に定めがない場合）（法第45条の16第4項で準用する一般社団・財団法人法第89条、第45条の18第3項で準用する一般社団・財団法人法第105条第1項）
- ③ 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準（法第45条の35第2項）
- ④ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書））及び財産目録の承認（法第45条の30第2項、省令第2条の40第1項）
- ⑤ 定款の変更（法第45条の36第1項）
- ⑥ 残余財産の処分（法第47条第1項、定款例第37条）
- ⑦ 基本財産の処分（定款例第29条）
- ⑧ 社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項）

※ 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要です。

なお、次の事項は、租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合に評議員会で決議が必要な事項です。

- ⑨ 事業計画及び収支予算
- ⑩ 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- ⑪ 公益事業・収益事業に関する重要な事項

- ⑫ 解散
- ⑬ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(3) 評議員会への報告事項

評議員会への報告は、法令等に従って行います。

【評議員会への報告事項】

- ① 事業報告（法第45条の30第3項）
- ② その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項（法第45条の10）
- ※ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書））及び財産目録は原則として決議事項になりますが、会計監査人設置法人において、省令第2条の39に定める要件を全て満たす場合は、定時評議員会の報告事項になります（法第45条の31）。

(4) 評議員会の招集時期

定時評議員会は、会計年度終了後一定の時期（4月～6月）に招集しなければなりません（法第45条の9第1項）。

また、臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも招集することができます（同条第2項）。

(5) 評議員会の招集手続

評議員会は、原則として理事会の決議に基づき理事長が招集します（法第45条の9第3項、定款例第12条第1項）。

理事会で決議する評議員会の招集事項は次のとおりです。

【評議員会の招集事項】

理事会で決議する評議員会の招集事項は次のとおりです。

- ① 評議員会の日時及び場所
 - ② 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項（議題）
 - ③ 評議員会の目的である事項の議案
 - ※ 参考様式「様式例5-1」を参照
- 招集通知には招集事項を記載し、評議員会の1週間前（中7日間）（定款による短縮が可能）までに、各評議員に対して書面で発出します（法第45条の9第10項で準用する一般社団・財団法人法第181条、第182条第1項、省令第2条の12）。
- また、書面に代えて電磁的方法により招集通知を発出することができ

ますが、この場合は、あらかじめ当該評議員に対して電磁的方法の種類や内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければなりません（法第45条の9第10項で準用する一般社団・財団法人法第182条第2項、政令第13条の6）。

なお、定時評議員会の招集の通知に際しては、評議員に対し、計算書類（貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書、事業活動計算書））、財産目録、事業報告及び監査報告（会計監査報告がある場合はこれを含む。）を提供しなければなりません（法第45条の29）。

また、定時評議員会の招集事項を決定する理事会は、計算書類等の備え置き及び閲覧に関する規定（法第45条の32第1項）との関連から、2週間（中14日間）以上前に開催する必要があります。

臨時評議員会の招集事項を決定する理事会については、招集手続の関係上、1週間（中7日間）以上前に開催することが必要です（留意事項Q&A 問29-3）。

※ 「1週間前（中7日間）以上前に」とは

例えば、6月25日（火）に定時評議員会を開催する場合は、6月17日（月）までに招集通知を発出することが必要となります。

(6) 評議員会の招集手続の省略

評議員全員の同意があれば、招集の手続を省略して評議員会を開催することができます（法第45条の9第10項で準用する一般社団・財団法人法第183条）。

ただし、評議員会の招集事項に関する理事会の決議を省略することはできないため、招集事項を決議するための理事会の開催は必要です（決議の省略によることも可能です。決議の省略については、「6(6)理事会の決議の省略」で説明します）。

招集の手続を省略した場合は、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存しておく必要があります（指導監査ガイドライン I 3(2)1）。

※ 参考様式「様式例6-1」及び「様式例6-2」を参照

(7) 評議員会の審議・決議

評議員会は、あらかじめ招集通知で示された議題について審議を行い決議します。議題以外の事項を決議することはできないため、理事会決議で決定した議題以外の事項については決議できません（法第45条の9第9項）。招集通知発出後に議題を追加する場合は、改めて理事会を開催し、決議を行う必要があります。

評議員会が議決機関としての役割を果たすため、十分に審議を尽くしてから

決議を行います。

評議員会に出席しない評議員の書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使は認められていませんが、決議の省略により決議があったものとみなされます（「(9)評議員会の決議の省略」において説明します）。

また、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められます（留意事項第2章(6)イ）。

決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その出席者の過半数により決議されます（法第45条の9第6項）。このため、特別の利害関係を有する評議員を事前に把握しておく必要があります（※ 参考様式「様式例5-1」を参照）。

ただし、法令で定める特別議決事項は、決議に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決定することが必要です（法第45条の9第7項）。

また、過半数に代えて、これを上回る割合を定款に定めることもできます。

【法令で定める特別議決事項（法第45条の9第7項）】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 監事の解任② 社会福祉法人に対する役員への損害賠償の一部免除③ 定款の変更④ 社会福祉法人の解散⑤ 社会福祉法人の合併契約 |
|---|

(8) 議長の議決権

法令の規定はありませんが、評議員会に議長を置くことができます。議長を置く場合、その選任方法は任意ですが、あらかじめ定款又は定款施行細則等の規程にその方法を定めておくことが望ましいです（留意事項Q&A 問29-2）。

議長である評議員の議決権は、通常の決議においては、可否同数のときの決定権として行使されることとなります。このため、議長である評議員が最初の決議に加わると二重の議決権を有することになってしまうため留意してください（定款変更Q&A 問11）。

一方、特別決議においては、議長である評議員も最初の決議に加わることが通例となっています。

(9) 評議員会の決議の省略

議題の提案に対し、評議員（特別の利害関係を有する評議員を除く。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされます（法第45条の9第10項で準用する一般社団・財団法人法第194条第1項）。決議があったものとみなされた日は、全ての評議員の同意の意思表示が法人に到達した日です。

評議員会が議決機関としての機能を果たすためには、開催された評議員会において十分に議案の審議を行い決議することが望ましいですが、決議の省略を行う場合であっても決議内容に特段の制限はありません。

なお、評議員会の決議の省略は、「決議の省略により行うこと」とその「決議事項」について、理事会で承認を受けなければ実施できません。

評議員の決議の省略を行った場合は、適正な手続を行ったことの説明責任を果たすことができるよう、意思表示に係る書面又は電磁的記録をその主たる事務所に10年間保存しなければなりません（法第45条の9第10項で準用する一般社団・財団法人法第194条第2項）。

※ 参考様式「様式例9-1」及び「様式例9-2」を参照

(10) 評議員会への報告の省略

理事（理事長）が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知し、かつ評議員全員が評議員会への報告の省略に同意する旨の意思表示をしたときは、当該事項が評議員会に報告されたものとみなすことができます（法第45条の9第10項で準用する一般社団・財団法人法第195条）。

(11) 評議員会の議事録

評議員会の議事については、議事録を作成しなければなりません（法第45条の11第1項）。

議事録の記載事項のうち「議事の経過の要領及びその結果」には、決議の結果だけでなく、議案の内容の説明要旨や各評議員による意見・質疑応答等の審議の内容を記載します。

また、決議に関しては、特別の利害関係を有する評議員が決議の際に退席したことや決議に参加した何人中何人の評議員が賛成して承認（否決）されたのかを記載します。

議事録の署名について、法令の定めはありませんが、定款例では出席した評議員及び理事（又は議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名）が議事録に署名する旨を規定しています（定款例第14条）。

議事録は、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置くとともに、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付します。

なお、評議員及び債権者は、社会福祉法人の業務時間内に議事録の閲覧及び

謄写の請求を行うことができます（法第45条の11第4項）。

また、評議員会の決議の省略及び評議員会への報告の省略があった場合の記載事項は別の定めがあります（法第45条の11第1項、省令第2条の15第4項）。

【決議があったものとみなされた場合の記載事項】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容② ①の事項の提案をした者の氏名③ 評議員会の決議があったものとみなされた日④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 |
|--|

【報告があったものとみなされた場合の記載事項】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容② 評議員会への報告があったものとみなされた日③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 |
|---|

※ 参考様式「様式例7」及び「様式例11」を参照

(12) 評議員会に関する評議員の権限

下記ア～ウについては、原則理事が行うものですが、評議員にも権限が付与されています。

ア 議題の提案権

評議員は理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができます。この場合の請求は、評議員会の日々の4週間前（定款による短縮が可能）までにしなければなりません（法第45条の8第4項で準用する一般社団・財団法人法第184条）。

イ 議案の提案権

評議員は、評議員会の場において、議題の範囲内で議案を提案することができます。

例えば、議題が「役員を選任する件」であれば、理事提案の「Aを選任する」という議案に対し、「Bを選任する」という議案を提案することが可能です。これに対し、議題が「Aを選任する件」であれば、「Bを選任する」という議案は、当該議題の対象外であるため、提案できません（留意事項Q&A問24）。

また、評議員は、理事に対し、評議員会の4週間（これを下回る期間を定款で定めることも可）前までに、評議員会の目的である事項（議題）に関し当該評議員が提出しようとする議案の要領を評議員会の招集通知に記載し、評議員

に通知することを請求することができます。

ただし、これらの議案の提案については、当該議案が法令等に違反する場合又は実質的に同一の議案で議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、行うことができません（法第45条の8第4項で準用する一般社団・財団法人法第185条及び第186条）。

ウ 評議員会の招集権

評議員は、理事に対し、議題及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができます（法45条の9第4項）。

また、評議員会の招集の請求後、以下のいずれかに該当する場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を開催することができます（法第45条の9第5項）。

【所轄庁の許可を得て評議員会を招集することができるケース】

- ① 評議員会の招集の請求の後、遅滞なく招集の手続が行われない場合
- ② 評議員会の招集の請求があった日から6週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集通知が発せられない場合

※ この場合、所轄庁は、評議員の申立てが権利濫用と認められる場合には、評議員会の招集を許可しないことができます。権利濫用と認められる場合とは、例えば、理事に法人運営に重大な損害を及ぼすような重大な義務違反がないにもかかわらず、不当な動機により、又は法人の利益に適合せず決議が成立する見込みがないことが客観的に明らかであるにもかかわらず、当該理事の解任を議題とし、評議員会を招集しようとする場合等があります（留意事項Q&A 問29）。

4 理事

(1) 理事の責務

理事は法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければなりません（法第45条の16第1項）。

理事は、法人からの委任に基づいて善管注意義務、忠実義務のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの監事への報告義務が課されています（法第45条の16第4項で準用する一般社団・財団法人法第85条）。

(2) 理事の定数

理事は、6人以上の人数を定款に定める必要があります（法第44条第3項、定款例第15条第1項）。

(3) 理事の任期

理事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなっています。ただし、定款で短縮することが可能です（法第45条）。

このため、補欠として選任された理事の任期については、定款の定めによって退任した理事の任期の満了する時までとすることができます（定款例第19条）。

任期の起算点は、評議員会で選任決議した時となるため、就任日が年度をまたぐ場合には注意が必要です（留意事項Q&A 問33）。

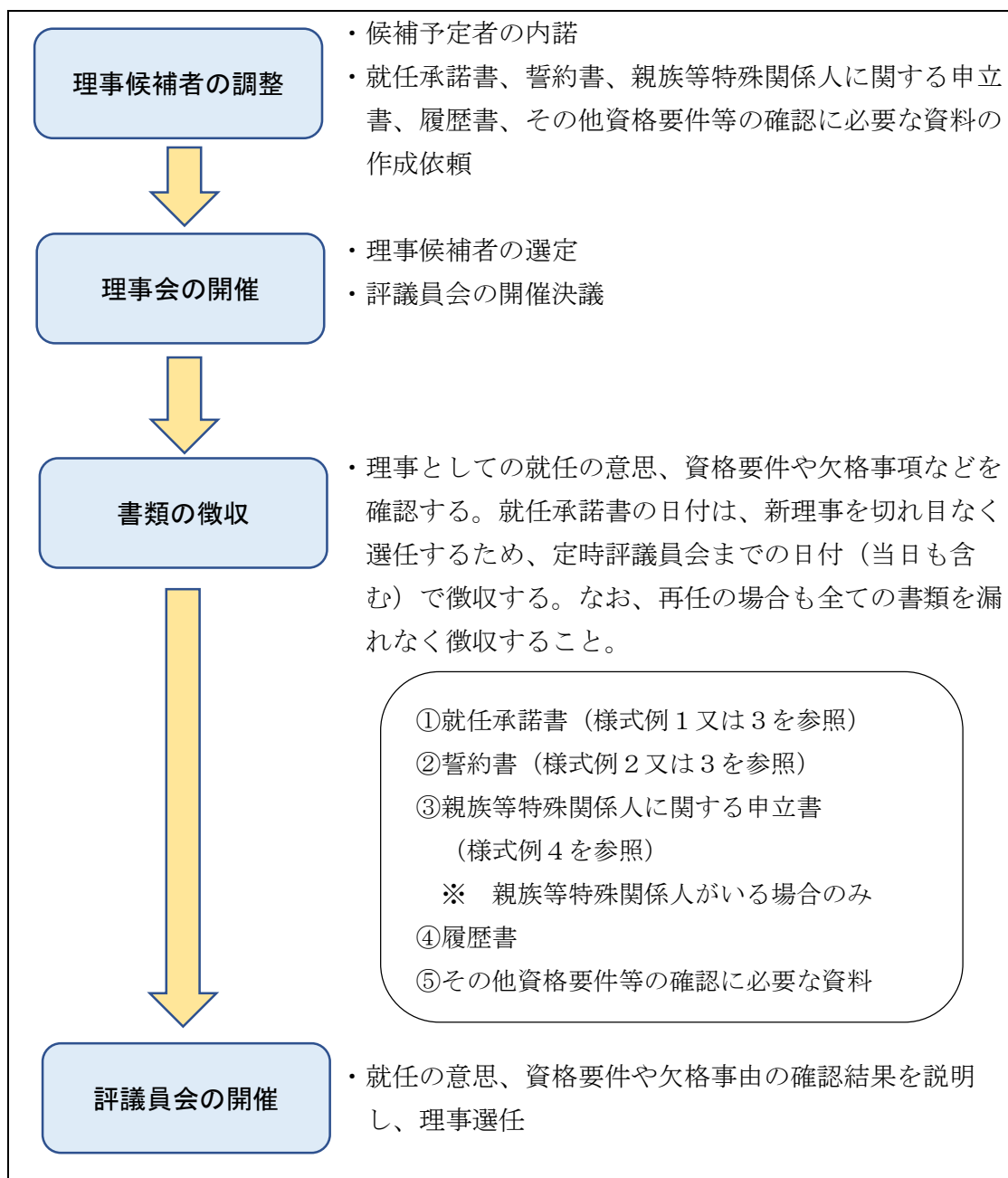
【任期の起算点と任期（参考）】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 令和5年6月の定時評議員会で理事の選任を行った場合
→任期は令和7年4月～6月開催の定時評議員会の終結の時まで○ 令和5年3月の臨時評議員会で理事の選任を行った場合
→任期は令和6年4月～6月開催の定時評議員会の終結の時まで |
|---|

(4) 理事の選任

理事の選任は、評議員会の決議によって行います（法第43条第1項）。

【理事の選任の流れ(参考)】



※ 「委嘱状」に関しては、従来、理事等に選任された者に対し交付することになっていましたが、改正後の法令には定めがないので交付する必要はありません（定款変更Q&A 問16）。

なお、各社会福祉法人で必要と判断して交付しても問題ありません。

(5) 理事の資格要件

理事には次の3つの資格要件に該当する者がそれぞれ1名以上含まれている必要があります（法第44条第4項）。

評議員会における理事の選任決議は、理事候補者にそれぞれの資格要件に該当する者が1人以上いることを説明した上で行います。

なお、法人の職員の中に、3つの資格要件にそれぞれ該当する者がいるのであれば、全員が法人の職員であることも可能です（留意事項Q&A 問39-4）。

職員が理事となる場合、日頃の業務執行は職員という立場で行っているものであり、業務執行理事とする必要はありません。

ア 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

この資格要件に該当するかどうかは各社会福祉法人の判断になりますので、事前に徴取する書類等で確認します。

イ 法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

この資格要件についても各社会福祉法人の判断になります。なお、国が次のとおり例示を示していますが、これらの者に限定されるものではありません。

【審査要領第3(1)の例示】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 社会福祉協議会等福祉事業を行う団体の役職員② 民生委員・児童委員③ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等④ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者⑤ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者 |
|---|

ウ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者

施設を設置している社会福祉法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、施設の管理者を理事とする必要があります。

「施設」とは、第1種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいいますが、第2種社会福祉事業であっても、保育所、就労継続支援事業所等が社会福祉法人の経営する事業の中核である場合には、当該事業等は「施設」と同様に扱います（留意事項Q&A 問39-6）。

なお、全ての施設の管理者を理事にする必要はありません（留意事項Q&A 問35）。

(6) 理事の欠格事項

次のア～ウに当てはまる者は、理事となることはできません。

ア 欠格事由

理事の欠格事由は下表のとおりです（2(6)ア 評議員の欠格事由と同じ）。

【理事の欠格事由（法第44条第1項）】

- ① 法人
- ② 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
- ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

イ 兼職禁止

理事は、評議員、監事を兼ねることはできません（法第40条第2項、第44条第2項）。

ウ 特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者が3人を超えて含まれ、又は理事総数の3分の1を超えて含まれてはいけません（法第44条第6項）。

【理事と特殊の関係がある者（省令第2条の10）】

- ① 理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 理事に雇用されている者（秘書、執事など個人的に雇っている者）
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①か③に掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を理事の欠格事由（法第44条第1項）
- ⑥ 理事が役員（業務を執行する社員を含む。）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の3分の1を超える場合に限る。）

例えば、理事が6名の法人の場合

- ・理事Kが役員となっている学校法人の職員Lが理事となる場合は、K・Lあわせて理事総数の3分の1を超えていないので、特殊関係には該当しません。

⑦ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。「当該団体の職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の3分の1を超える場合に限る。）

- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

なお、関係行政庁の職員から役員を選出することは、法第61条第1項の公私分離の原則に照らし適当ではないとされています（社会福祉協議会を除く。）（留意事項Q&A 問30）。

(7) 理事の解任

理事の解任は、次のいずれかの要件に該当する場合に限り、評議員会の決議によって行うことができます（法第45条の4第1項）。

【理事の解任の要件】

- ① 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- ② 心身の故障のため、職務に支障があり、又はこれに堪えないとき

また、理事の職務に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事を解任する旨の議案が評議員会で否決されたときは、評議員は、評議員会の日から30日以内に訴えをもって当該理事の解任を請求することができます（法第45条の4第3項で準用する一般社団・財団法人法第284条）。

(8) 理事に欠員を生じた場合の措置

定款で定めた理事の員数の3分の1を超えた欠員が生じた場合は、遅滞なく欠員補充をしなければなりません（法第45条の7第1項）。具体的には、理事候補者の選定、評議員会への理事選任の議案提出又は評議員会の開催等の理事選任に係る手続に関して、遅滞なく具体的な検討や選任手続を実際に行う必要があります。行われていない場合には、法人指導監査の指摘事項となります。

しかし、欠員が3分の1を超えない場合であっても、法人の業務執行の決定

や理事長等の職務の執行の監督などの役割が十分に発揮できないおそれがあるため、速やかに欠員補充を行う必要があります（指導監査ガイドライン I 4(1)1）。

欠員が生じた都度、理事の選任手続を行う方法もありますが、あらかじめ欠員が生じた場合に備え補欠の理事を選任しておくこともできます（法第43条第2項）。

欠員補充した理事の任期は、定款によって、前任者の残任期間とすることが可能です（留意事項Q&A 問34）。

なお、理事に欠員が生じた場合、任期満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで理事としての権利義務を有します（法第45条の6第1項）。

また、理事に欠員が生じた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員（理事）の職務を行うべき者を選任することができます（法第45条の6第2項）。

(9) 競業取引

理事は、競業取引（自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引）をしようとするときは、理事会において、当該取引の重要な事実を開示し、その承認を受ける必要があります（法第45条の16第4項で準用する一般法人法第84条第1項第1号）。

また、競業取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引の重要な事実を理事会に報告しなければなりません（法第45条の16第4項で準用する一般法人法第92条第2項）。

なお、当該取引の「重要な事実」とは、競業取引となる事情の説明や取引の主な内容（相手方、取引の目的物、数量や価格等）等が考えられます。

(10) 利益相反取引

理事が、次のような取引（利益相反取引）をするときは、理事会において、当該取引の重要な事実を開示し、その承認を受ける必要があります（法第45条の16第4項で準用する一般法人法第84条第1項第2号、第3号）。

- | |
|---|
| <p>① 理事が自己又は第三者のために法人と取引しようとするとき（法人が理事個人と契約する場合や理事が代表する会社と契約する場合等）</p> <p>② 法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と当該理事との利益が相反する取引をするとき（理事の債務を法人が引き受ける場合や理事の債務について法人が物上保証をする場合等）</p> |
|---|

また、利益相反取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引の重要な事実を理事会に報告しなければなりません（法第45条の16第4項で準用する

一般法人法第92条第2項)。

なお、当該取引の「重要な事実」とは、利益相反状態の具体的な説明や取引の主な内容（相手方、取引の目的物、数量や価格等）等が考えられます。

5 理事長・業務執行理事

(1) 理事長の職務及び権限等

理事長は、理事会からの委任を受けて社会福祉法人の内部的・対外的な業務を執行します（法第45条の13第2項、第45条の16第2項）。

また、日常の業務として理事会が定める理事長専決事項については、自ら意思決定をして執行します（定款例第24条）。

さらに、理事長は、対外的に、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します（法第45条の17第1項）。

このため、理事長以外の理事の代表権の行使は認められないので、理事長の職務代理者を定めることはできません（留意事項Q&A 問39-5）。

(2) 理事長の選定及び解職

理事長は、理事会で理事の中から1名を選定します。また、理事会の決議によって解職します（法第45条の13第2項、3項）。

理事の任期満了により評議員会で新理事を選任した場合には、速やかに新たな理事長を選定する必要があります。定時評議員会で新理事を選任し、当該定時評議員会終結後に、理事会の招集手続の省略により理事会を同日開催することも可能です（留意事項Q&A 問44-2）。

なお、理事長の選定後2週間以内に変更の登記を行う必要があります。

(3) 理事長が退任した場合

理事長が任期の満了又は辞任により退任した場合、新たな理事長が選定されるまでは、なお理事長としての権利義務を有することとなります。

また、事故等により理事長が欠けた場合には、速やかに理事会を開催し新たな理事長を選定します（留意事項Q&A 問39-5）。

(4) 業務執行理事

業務執行理事は、法人の任意で、理事長以外に法人業務を執行する理事として理事会の決議により選定することができます（法第45条の16第2項）。

ただし、業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務（契約や借入れ等）を執行する権限はありません。

(5) 自己の職務の執行状況報告

理事長及び業務執行理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する義務があります。ただし、定款で毎会計年度に4月を超える間隔で年2回以上とすることも可能です（法第45条の16第3項）。

この報告は省略することができないため、実際に開催された理事会において報告を行う必要があります（法第45条の14第9項で準用する一般社団・財団法

人法第98条第2項)。

※ 参考様式「様式例8」を参照

(6) 理事長専決

日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決することができます(定款例第24条)。

また、理事長が専決できる事項については、例えば、施設運営に係る軽微なものを施設長に、法人運営に係る軽微なものを業務執行理事又は事務長に専決させることができます。

これら専決に関する規定については、理事会の決議により定款施行細則等に定めます。

理事長が専決した事項(施設長、業務執行理事及び事務長等に専決させたものを含む。)は、理事会に報告しなければなりません。

【理事長専決の例(定款例第24条)】

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免。
- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
 - ・日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - ・施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ・緊急を有する物品の購入等
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- ⑧ 予算上の予備費の支出。
- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること。
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること。
- ⑪ 寄附金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響のあるものを除く。

6 理事会

(1) 理事会の権限等

理事会は、全ての理事で組織し、業務執行機関として次の業務を行います（法第45条の13第1項、2項）。

【理事会の業務】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 社会福祉法人の業務執行の決定② 理事の職務の執行の監督③ 理事長の選定及び解職 |
|---|

理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、社会福祉法人の業務執行の意思決定に参画するとともに、理事長等の職務の執行を監督する役割を担います。

このため、仮に、社会福祉法人が不適切な運営を行い、それを是正することができない場合には、理事全員が責任を問われる可能性があります。

また、理事会の業務のうち、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長専決事項とすることができます（「5(6)理事長専決」を参照）。

ただし、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできず、理事会において決定する必要があります（法第45条の13第4項）。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 重要な財産の処分及び譲受け② 多額の借財③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止⑤ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）⑥ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）⑦ 役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定 |
|--|

(2) 理事会の招集手続

ア 理事会の招集権者

理事会の招集は、各理事が行うことができます。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集します（法第45条の14第1項）。

なお、定款例第25条では「理事長」が招集することとしています。

イ 理事会の招集権者以外の理事又は監事による招集請求

招集権者以外の理事は、招集権者である理事に対し、理事会の目的である事項（議題）を示して、理事会の招集を請求することができます（法第45条の14第2項）。

この請求があった日から5日以内に、この請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、この請求をした理事は、理事会を招集することができます（法第45条の14第3項）。

また、監事は、理事会に出席し意見を述べる必要があると認めるときは、招集権者である理事に対し、理事会の招集を請求することができます（法第45条の18第3項で準用する一般社団・財団法人法第101条第1項、2項）。

この請求があった日から5日以内に、この請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会を招集することができます（法第45条の18第3項で準用する一般社団・財団法人法第101条第3項）。

ウ 理事会の招集通知

理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前（中7日間）（定款による短縮が可能）までに、理事及び監事の全員にその通知を発しなればなりません（法第45条の14第9項で準用する一般社団・財団法人法第94条第1項）。

評議員会については招集通知の媒体（書面又は電磁的方法）及びそれに記載する招集事項が法令で定められているのに対し、理事会に関しては法令の定めがないので、その方法を定款施行細則等に定めておきます。

※ 「理事会の日の1週間（中7日間）前」の考え方については、「3(5)評議員会の招集手続」に記載しています。

(3) 理事会の招集手続の省略

理事及び監事全員の同意があれば、招集の手続を省略して理事会を開催することができます（法第45条の14第9項で準用する一般社団・財団法人法第94条第2項）。

招集の手続を省略した場合は、事前に理事及び監事全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存しておく必要があります（指導監査がトラインI6(1)1）。

※ 参考様式「様式例6-1」及び「様式例6-2」を参照

(4) 理事会の審議・決議

理事会では、社会福祉法人の業務執行機関として、理事会を構成する理事が相互に十分な議論を行うことが必要です。

理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席

し、その過半数をもって行います。このため、特別の利害関係を有する理事を事前に把握しておく必要があります（※ 参考様式「様式例5-1」を参照）。

また、定款で出席や採決の割合を上回る数に定めることも可能です（法第45条の14第4項、5項）。

なお、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められますが（留意事項第4章(6)イ）、書面又は電磁的方法による議決権の行使や、代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められません。

(5) 議長の議決権

法令の規定はありませんが、理事会に議長を置くことができます。議長を置く場合、その選任方法は任意ですが、あらかじめ定款又は定款施行細則等の規程にその方法を定めておくことが望ましいです（留意事項Q&A 問29-2）。

議長である理事の議決権は、通常の決議においては、可否同数のときの決定権として行使されることとなります。このため、議長である理事が最初の決議に加わると二重の議決権を有することになってしまうので注意してください。

（定款変更Q&A 問11）

(6) 理事会の決議の省略

議題の提案に対し、理事（特別の利害関係を有する理事を除く）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、監事が当該提案に対し異議を述べたときを除き、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができます（法第45条の14第9項で準用する一般社団・財団法人法第96条）。決議があったものとみなされた日は、全ての理事の同意の意思表示が法人に到達した日です。

理事会がその機能を果たすためには、開催された理事会において十分に議案の審議を行い決議することが望ましいですが、決議の省略を行う場合であっても決議内容に特段の制限はありません。

なお、理事会の決議の省略を行った場合には、適正な手続を行ったことへの説明責任を果たすことができるよう、意思表示に係る書面又は電磁的記録を主たる事務所に10年間保存しなければなりません（法第45条の15第1項）。

※ 参考様式

決議の省略の提案書 … 様式例9-1

決議の省略の同意書 … 様式例9-2

決議の省略の監事の異議の確認依頼書 … 様式例10-1

決議の省略の監事の異議の確認書 … 様式例10-2

(7) 理事会への報告の省略

理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を省略することができます（法第45条の14第9項で準用する一般社団・財団法人法第98条第1項）。

ただし、理事長又は業務執行理事の自己の職務の執行状況報告については、省略することができません（法第45条の14第9項で準用する一般社団・財団法人法第98条第2項）。

(8) 理事会の議事録

理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び出席した監事が、この議事録に署名又は記名押印します（法第45条の14第6項）。

また、定款の定めにより「出席した理事」を「出席した理事長」とすることもできますが、この場合、理事長が出席しなかったときは、原則どおり出席した理事（及び出席した監事）が署名又は記名押印をすることになります（留意事項Q&A 問25）。

議事録の記載事項のうち「理事会の議事の経過の要領及びその結果」については、決議の結果だけでなく、議案の内容の説明要旨や各理事による意見・質疑応答要旨等を記載します。

また、決議に関しては、特別の利害関係を有する理事が決議の際に退席したことや決議に参加した何人中何人の理事が賛成して承認（否決）されたのかを記載します。

理事会の議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければなりません（法第45条の15第1項）。議事録には、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付しておきます。

なお、理事会の決議の省略及び理事会への報告の省略があった場合の記載事項は別の定めがあります（法第45条の14第6項、省令第2条の17第4項）。

【決議があったものとみなされた場合の記載事項】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容② ①の事項の提案をした理事の氏名③ 理事会の決議があったものとみなされた日④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 |
|--|

【報告があったものとみなされた場合の記載事項】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容② 理事会への報告を要しないものとされた日③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 |
|--|

※ 参考様式「様式例7」及び「様式例11」を参照

7 監事

(1) 監事の権限等

監事は、理事の職務執行を監査し、監査報告を作成しなければなりません（法第45条の18第1項）。

このため、次のアからカの権限や義務が与えられています。

ア 調査権限

理事や法人の職員に対して事業の報告を求めたり、自ら法人の業務や財産の状況の調査をしたりすることができます（法第45条の18第2項）。

イ 理事会への報告義務

理事の法令定款違反等について理事会による是正を促すため、次に該当する場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければなりません（法第45条の18第3項で準用する一般社団・財団法人第100条）。

【理事会への報告義務】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 理事が不正な行為をしたとき② 理事が不正な行為をするおそれがあると認めるとき③ 法令・定款に違反する事実があると認めるとき④ 著しく不当な事実があると認めるとき |
|---|

ウ 理事会の招集請求

上記イの場合において、必要があるときは、理事会を招集することを理事に請求することができます（法第45条の18第3項で準用する一般社団・財団法人法第101条第2項）。

この場合、請求した日から5日以内に、請求した日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした監事は、理事会を招集することができます（法第45条の18第3項で準用する一般社団・財団法人法第101条第3項）。

エ 理事会への出席義務

監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければなりません（法第45条の18第3項で準用する一般社団・財団法人法第101条第1項）。

理事会の議論を把握し理事の業務執行の監督につなげるとともに、理事会において法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われることを防ぐためです。

一方、適正な招集通知を行った結果、監事が欠席したとしても、理事会の成立要件を満たしていれば当該理事会は有効なものとなります。この場合、正当な理由がなく監事が理事会を欠席し、そのことによって理事への監督が不十分

となり、法人やその関係者が損害を受けた場合には、監事は職務上の義務違反として損害賠償責任を負うこともあります（留意事項Q&A 問44-3）。

※ 法人指導監査において、次の場合（所轄庁がやむを得ない事情があると認める場合を除く）は文書指摘となります（指導監査ガイドライン I 5(3)）。

- ・ 理事会に2回以上続けて欠席した監事がいる場合
- ・ 監事の全員が欠席した理事会がある場合

オ 評議員会への報告義務

理事が評議員会に提出しようとする議案や書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければなりません（法第45条の18第3項で準用する一般社団・財団法人法第102条）。

カ 理事の行為の差止め

理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為、若しくは法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為により、社会福祉法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときには、当該理事に対しその行為をやめることを請求することができます（法第45条の18第3項で準用する一般社団・財団法人法第103条）。

(2) 監事の定数

監事は、2人以上の人数を定款に定める必要があります（法第44条第3項、定款例第15条第1項）。

(3) 監事の任期

監事の任期は選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなっています。ただし、定款で短縮することが可能です（法第45条）。

補欠として選任された監事の任期については、定款の定めによって退任した監事の任期の満了する時までとすることができます（定款例第19条）。

任期の起算点は、評議員会で選任決議した時になるので、就任日が年度をまたぐ場合には注意が必要です（留意事項Q&A 問33）。

【任期の起算点と任期（参考）】

- 令和5年6月の定時評議員会で監事の選任を行った場合
→任期は令和7年4月～6月開催の定時評議員会の終結の時まで
- 令和5年3月の臨時評議員会で監事の選任を行った場合
→任期は令和6年4月～6月開催の定時評議員会の終結の時まで

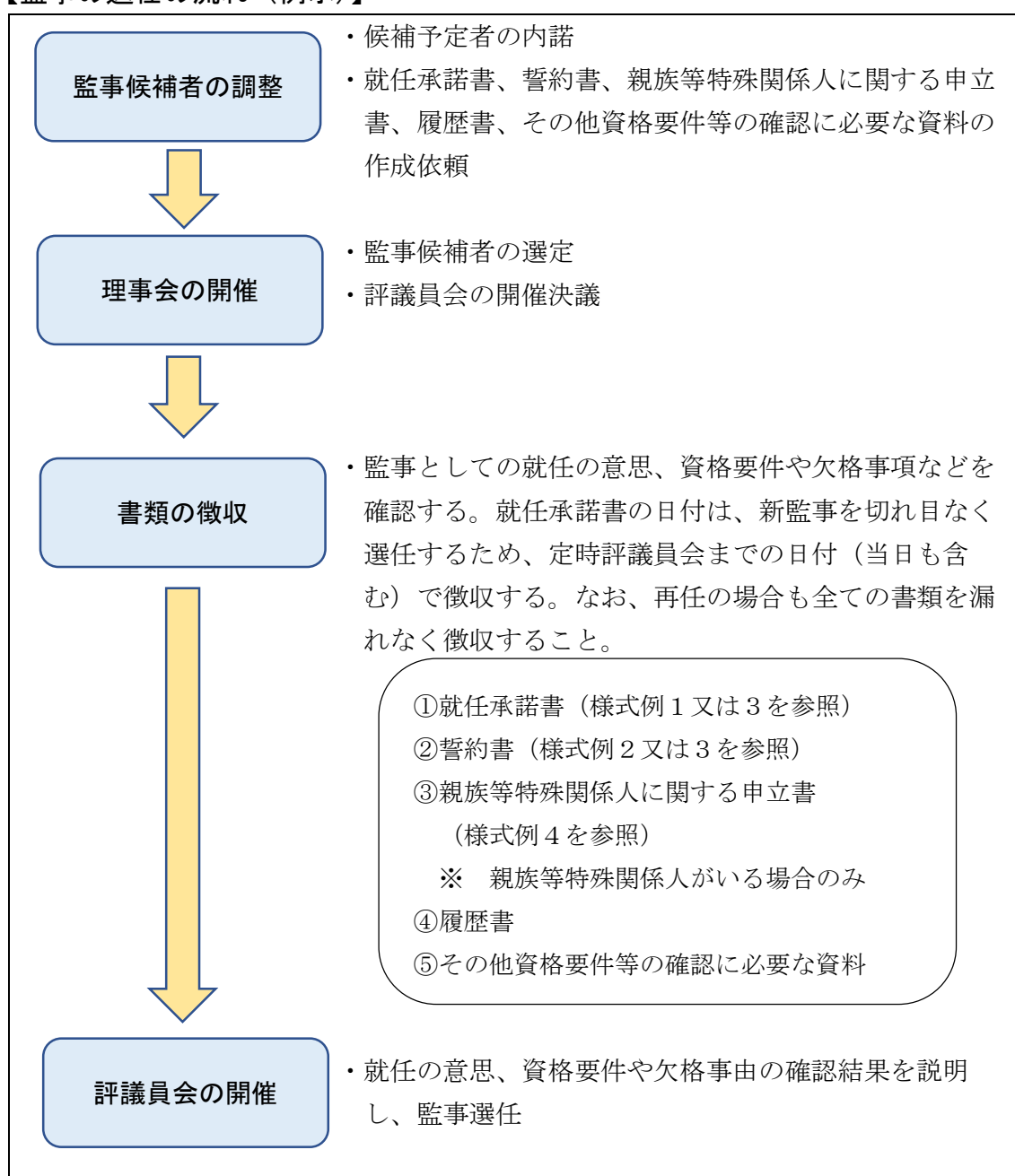
(4) 監事の選任

ア 監事の選任

監事は、評議員会の決議によって選任します（法第43条第1項）。

評議員会に提出される監事選任の議案は、理事会決議のほかに、監事の過半数の同意を得ることが必要です（法第43条第3項で準用する一般社団・財団法人法第72条第1項）。このことを証する書類として、監事ごと又は監事連名による同意書、もしくは、監事選任議案を決議した理事会議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び同意した監事の署名又は記名押印があるものに限る。）が必要です（指導監査が「ドライン」I5(2)1）。

【監事の選任の流れ（例示）】



※ 「委嘱状」に関しては、従来、理事等に選任された者に対し交付することになっていましたが、改正後の法令には定めがないので交付する必要はありません（定款変更Q&A 問16）。

なお、各社会福祉法人で必要と判断して交付しても問題ありません。

(5) 監事の資格要件

監事には次の2つの資格要件に該当する者がそれぞれ1名以上含まれている必要があります（法第44条第5項）。

ア 社会福祉事業について識見を有する者

この資格要件に該当するかどうかは各社会福祉法人の判断になりますので、事前に徴取する書類等で確認します。なお、国が次のとおり例示を示していますが、これらの者に限定されるものではありません。

【審査要領第3(1)の例示】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 社会福祉に関する教育を行う者② 社会福祉に関する研究を行う者③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者④ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者 |
|---|

イ 財務管理について識見を有する者

この資格要件についても各社会福祉法人の判断になります。

公認会計士や税理士の資格を有する者が望ましいですが、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的識見を有する者なども考えられます（留意事項Q&A 問37）。

(6) 監事の欠格事項

次のア～ウに当てはまる者は、監事となることはできません。

ア 欠格事由

監事の欠格事由は下表のとおりです。評議員及び理事の欠格事由と同じです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 法人② 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法 |
|--|

律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑤ 解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

イ

兼職禁止

監事は、評議員、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができません（法第40条第2項、第44条第2項）。また、公認会計士法により会計監査人を兼ねることもできません。

一方、顧問弁護士・顧問税理士・顧問会計士については、法人から委託を受けて記帳代行や税理士業務を行う場合は自己点検になるので適当ではありませんが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合には監事に選任することは可能です（留意事項Q&A 問38）。

ウ 特殊関係者

監事には、各役員（理事・監事）の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはなりません。また、各役員と特殊の関係がある者が含まれてはなりません（法第44条第7項）。

【監事と特殊の関係がある者（省令第2条の11）】

① 役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

② 役員に雇用されている者（秘書、執事など、個人的に雇っている者）

③ ①、②に掲げる者以外の者であって、役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②、③に掲げる者の配偶者

⑤ ①から③に掲げる者の3親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの

⑥ 当該理事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の3分の1を超える場合に限る。）

例えば、監事が2名の法人の場合

●理事Aが役員となっている株式会社の役員Bが監事となる場合、監事の総数の3分の1を超えるので、特殊関係に該当し認められません。

- ⑦ 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該監事」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の合計数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の3分の1を超える場合に限る。）

例えば、監事が2名の法人の場合

- 監事Cが役員となっている株式会社の役員Dが監事となる場合、C・Dあわせて監事の総数の3分の1を超えるので、特殊関係に該当し認められません。

- ⑧ 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員）の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。「当該団体の職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の3分の1を超える場合に限る。）
- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

※ なお、関係行政庁の職員から役員を選出することは、法第61条第1項の公私分離の原則に照らし適当ではないとされています（社会福祉協議会を除く。）（留意事項Q&A 問30）。

(7) 監事の解任

監事の解任は、次のいずれかの要件に該当する場合に限り、評議員会の決議によって行うことができます（法第45条の4第1項）。

【監事の解任の要件】

- ① 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- ② 心身の故障のため、職務に支障があり、又はこれに堪えないとき

また、監事の職務に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会で否決されたときは、評議員は、評議員会の日から30日以内に訴えをもって当該監事の解任を請求することができます（法第45条の4第3項で準用する一般社団・財団法人法第284条）。

(8) 監事に欠員を生じた場合の措置

定款で定めた監事の員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく欠員補充をしなければなりません（法第45条の7第2項）。具体的には、監事候補者の選定、評議員会への監事選任の議案提出又は評議員会の開催等の監事選任に係る手続に関して、遅滞なく具体的な検討や選任手続を実際に行う必要があります。行われていない場合には、法人指導監査の指摘事項となります。

しかし、欠員が3分の1を超えない場合であっても、監査機関の役割を十分に発揮できないおそれがあるため、速やかに欠員補充を行う必要があります（指導監査ガイドラインI5(1)1）。

欠員が生じた都度、監事の選任手続を行う方法もありますが、あらかじめ欠員が生じた場合に備え補欠の監事を選任しておくことができます（法第43条第2項）。

欠員補充した監事の任期は、定款によって、前任者の残任期間とすることが可能です（留意事項Q&A 問34）。

なお、監事に欠員が生じた場合、任期満了又は辞任により退任した監事は、新たに選任された監事が就任するまで監事としての権利義務を有します（法第45条の6第1項）。

また、監事に欠員が生じた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時役員（監事）の職務を行うべき者を選任することができます（法第45条の6第2項）。

8 監事監査

(1) 決算手続のスケジュール

監事監査は決算理事会及び定時評議員会の前に行う必要があります。

計算書類等の所轄庁への届出を、毎会計年度終了後3月以内（6月末まで）に行うことになっていきますので、各社会福祉法人においては、必要な期間に留意して予定を組み、適切に手続を進めてください。

(2) 監査を受ける決算関係書類

計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、監事の監査を受けなければなりません（法第45条の28第1項）。

また、財産目録についても同様の手続を行います（省令第2条の40第2項）。

【監査を受ける決算関係書類】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 計算書類（貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書））及びその附属明細書② 事業報告及びその附属明細書③ 財産目録 |
|--|

(3) 監事監査の方法

監事は、その職務を適切に執行するため、理事及び職員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければなりません（省令第2条の19第2項）。

具体的には、決算関係書類について必要な確認を行った後、法人本部で理事及び職員から説明を受けたり関係書類を確認したりする方法で監査を行うのが一般的です。

(4) 監事監査の報告書

監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに計算関係書類についての監査報告の内容を特定理事に通知しなければなりません（省令第2条の28）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日② 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日 |
|---|

特定理事とは、「通知を受ける理事を定めた場合は、当該通知を受ける理事として定められた理事」となりますが、それ以外の場合は、「監査を受けるべ

き計算関係書類の作成に関する職務を行った理事」となり、通常、理事長に対して通知を行います。

また、会計監査人設置法人では、監事は、会計監査人の会計監査報告を受領した日から原則1週間を経過した日までに計算関係書類に係る監査報告を作成し、その内容を理事に通知します（省令第2条の34）。

監査報告書については、厚生労働省のホームページにおいて、様式例が示されていますので参考にしてください。

※ 会計監査人非設置法人、特定社会福祉法人、特定社会福祉法人以外の会計監査人設置法人の監事の監査報告書が掲載され、法人の状況によって様式が異なりますので、注意してください。

9 会計監査人

(1) 会計監査人の設置義務

会計監査人は、外部の独立した第三者として社会福祉法人が作成する計算関係書類の監査を行います。

これにより、当該法人の財務報告の信頼性を担保することを目的としています。

特定社会福祉法人（事業規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人）は、会計監査人の設置が義務付けられています（法第37条）。

事業規模の基準は、前年度決算における収益が30億円を超える法人又は負債が60億円を超える法人が対象となっていますが、今後対象が拡大する予定になっています。「収益」は法人単位の事業活動計算書のサービス活動収益計、「負債」は法人単位貸借対照表の負債の部合計を指します。

また、会計監査人は、設置義務の有無にかかわらず、定款の定めによって置くことができます（法第36条第2項）。

なお、会計監査人の設置義務のない社会福祉法人にあっては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人を活用することが望ましいとされています。

【特定社会福祉法人の対象範囲（改正未定）】

- | |
|---|
| ① 平成29年度～
収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人 |
| ② 時期未定
収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人 |
| ③ 時期未定
収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人 |

(2) 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです（法第45条の3第1項）。

また、この評議員会で別段の決議がなされなければ再任されたものとみなします（法第45条の3第2項）。

ただし、会計監査人の再任にあたっては、理事会及び監事において、会計監査人の1年間の業務執行状況が適正であったか検証する必要があります。

(3) 会計監査人の選任・解任

ア 資格要件等

会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません（法第45条の

2)。

また、公認会計士法の規定により、役員、職員及び評議員（過去1年以内に当該法人の役員、職員及び評議員であった者を含む。）や、記帳業務や税理士業務を行う公認会計士は、自己点検に該当するため、当該社会福祉法人の会計監査人となることはできません（留意事項Q&A 問41、問42、問43）。

イ 選任・解任

会計監査人は評議員の決議により選任します（法第43条第1項）。

一方、会計監査人が下記の解任要件に該当するときは、評議員会の決議により解任することができます（法45条の4第2項）。

評議員会に提出する会計監査人の選任・解任の議案の内容は、理事会の決議に加え、監事の過半数をもって決定することになっています（法第43条第3項で準用する一般社団・財団法人法第73条第1項）。

また、会計監査人が下記の解任要件に該当するときは、監事全員の同意によりその会計監査人を解任することもできます（法第45条の5第1項、2項）。

この場合、監事は、解任の趣旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければなりません（法第45条の5第3項）。

【会計監査人の解任要件（法第45条の4第2項、第45条の5第1項）】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき③ 心身の故障のため職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき |
|--|

(4) 会計監査人の責任と権限等

ア 会計監査

会計監査人は、社会福祉法人の計算関係書類を監査し、会計監査報告を作成します（法第45条の19第1項、2項、第45条の28第2項）。

会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事及び特定理事に対し、計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知しなければなりません（省令第2条の32第1項）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当該計算関係書類のうち計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日② 当該計算関係書類のうち計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日③ 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日 |
|---|

特定理事とは、「会計監査報告の内容の通知を受ける理事を定めた場合は、

当該通知を受ける理事として定められた理事」となりますが、それ以外の場合は、「監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った理事」となり、通常、理事長に対して通知を行います。

また、特定監事とは、「会計監査報告の内容の通知を受ける監事を定めたときは、当該通知を受ける監事として定められた監事」となりますが、それ以外の場合は、「全ての監事」となります。

【会計監査人の会計監査報告の意見（省令第2条の30第1項第2号）】

① 無限定適正意見

監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨を監査報告書に記載する。

② 除外事項を付した限定付適正意見

監査の対象となった計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由を監査報告書に記載する。

③ 不適正意見

監査の対象となった計算関係書類が不適正である旨及びその理由を監査報告書に記載する。

また、会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する書類を閲覧及び謄写をし、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し、会計に関する報告を求めることができます（法第45条の19第3項）。

なお、その職務を行うために必要があるときには、社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができます（同条第4項）。

イ 監査証明範囲

会計監査人による監査証明（会計監査報告）の対象となる計算書類及び附属明細書の範囲は、法人単位の計算書類（第1様式）及びそれに対応する附属明細書及び財産目録となります。

また、監事は、会計監査人に対して、必要があるときは、監査証明（会計監査報告）のほか、その監査に関する報告を求めることができます（法第45条の19第6項で準用する一般社団・財団法人法第108条第2項）。

ウ 監事に対する報告

会計監査人は、理事の職務の執行に関し不正行為等を発見したときは監事に報告しなければなりません（法第45条の19第6項で準用する一般社団・財団法人法第108条第1項）。

計算書類及び計算書類の付属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて監事と意見を異にするときには、会計監査人は定時評議員会に出席して意見を述べることができます（一般社団・財団法人法第109条第1項）。

また、定時評議員会で会計監査人の出席を求める決議があった場合は、定時評議員会に出席して意見を述べなければなりません（法第45条の19第6項で準用する一般社団・財団法人法第109条第2項）。

エ 制限

会計監査人は、その職務を行うに当たり、次のいずれかに該当する者を使って業務を行うことはできません（法第45条の19第5項）。

【会計監査人業務に使用できない者】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 公認会計士法により会計監査をできない者（法人と著しい利害関係を有する者等）② その法人の理事、監事又は職員③ その法人から公認会計士あるいは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者 |
|--|

オ 報酬

会計監査人の報酬を理事会で決定する場合には、監事の過半数の同意が必要です（法第45条の19第6項で準用する一般社団・財団法人法第110条）。

10 内部管理体制の整備

(1) 内部管理体制の整備

特定社会福祉法人（事業規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人）は、会計監査人の設置とともに、内部管理体制の整備が必要となります（法第45条の13第5項）。

内部管理体制の内容は、理事の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして次のとおり省令で定める体制です（法第45条の13第4項第5号）。

【省令で定める体制（省令第2条の16）】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制④ 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制⑤ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項⑥ ⑤の職員の理事からの独立性に関する事項⑦ 監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項⑧ 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制⑨ ⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 |
|---|

1 1 評議員及び役員（理事・監事）の報酬

(1) 報酬等の額（報酬等の額の総額）

「報酬等の額」は、評議員及び役員（理事・監事）の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当の額をいいます。

ただし、理事が職員を兼務している場合には、職員として受ける財産上の利益（給与、賞与）及び退職手当などは含まれません。

評議員については、報酬等の額の総額を定款に定める必要があります（法第45条の8第4項で準用する一般社団・財団法人法第196条）。

役員（理事・監事）については、報酬等の額の総額を定款又は評議員会で定める必要があります（法第45条の16第4項で準用する一般社団・財団法人法第89条、法第45条の18第3項で準用する一般法人法第105条第1項）。

これらについて、無報酬の場合は、無報酬である旨を定める必要があります（留意事項Q&A 問46）。

なお、評議員会や理事会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合には報酬等には該当しませんが、その名称（「車代、実費弁償費」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要があります（留意事項Q&A 問45）。

(2) 報酬等の支給基準

評議員及び役員（理事・監事）の報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給基準を定めなければなりません（法第45条の35第1項）。

この支給基準は、評議員会の承認を受けなければなりません（法第45条の35第2項）。

また、社会福祉法人は、その基準にしたがって報酬を支給しなければなりません（法第45条の35第3項）。

【報酬の支給の基準に定める事項（省令第2条の42）】

① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

常勤・非常勤別に報酬を定めてください（留意事項第6章(5)①）。

② 報酬等の金額の算定方法

ア 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定してください（留意事項第6章(5)②(a)）。

イ 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は許容されます（留意事項 第6

章(5)②(b))。

ウ 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められません(留意事項第6章(5)②(c))。

エ 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に、各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容されま(留意事項第6章(5)②(d))。

(3) 支給の方法

支給の方法とは、支給の時期(毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か)や支給の手段(銀行振込か現金支給か)等をいいます(留意事項第6章(5)③)。

(4) 支給の形態

支給の形態とは、現金・現物の別等をいいます。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど、金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えありません(留意事項第6章(5)④)。

(5) 報酬等の公表

ア 報酬等の支給基準の公表

評議員及び役員(理事・監事)の報酬等の支給基準は、各社会福祉法人のホームページで公表します(法第59条の2第1項、省令第10条第1項)。

イ 報酬等の支給総額の公表

評議員全員、理事全員及び監事全員の報酬等の総額については、現況報告書に記載して公表します(法第59条の2第1項)。

「報酬等の総額」は、前年度に評議員、理事及び監事に支払った報酬等の実績額であり、理事の中に職員として給与を受けている者がいる場合は、その給与も含まれます。

また、実費相当の旅費又は費用弁償は含まれません。

職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいることを明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することは差支えありません(留意事項Q&A問47)。

※ 現況報告書の作成については、厚生労働省のホームページに掲載している「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」を確認してください。

12 役員等関係者への特別の利益供与の禁止

社会福祉法人は、公費の投入や税制優遇を受けており、公益性が高い法人であることから、評議員、理事、監事、職員その他政令で定めるその法人の関係者に対し、特別の利益を与えてはなりません（法第27条）。

「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与やその他の優遇をいいます。

例えば、社会福祉法人が役員等関係者から高い価格で物品等を購入又は賃借すること、役員等関係者に対し社会福祉法人の財産を低い価格又は無償による譲渡や賃借すること（福利厚生として規定に基づき社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。）、役員等報酬基準や給与規程等に基づかないで役員報酬や給与を支給することなどが該当すると考えられます。

社会福祉法人は、役員等関係者に対する報酬、給与の支給や、役員等関係者との取引に関しては、各種規程に基づく適正な取扱いであること、定款や経理規程等に定める手続を経て行われていること等、特別の利益の供与でないことについて説明責任を負っています（指導監査ガイドラインⅢ4(1)1）。

【特別な利益供与の関係者（政令第13条の2）】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員② ①に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族③ ①②に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者④ ②③に掲げる者のほか、①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者⑤ 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として、次に掲げる者<ul style="list-style-type: none">ア 当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人イ 当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している者 |
|--|

1 3 役員等の損害賠償責任

(1) 社会福祉法人に対する責任

ア 損害賠償責任

評議員、役員（理事・監事）又は会計監査人は、各々その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負いません（法第45条の20第1項）。

評議員、役員（理事・監事）及び会計監査人と社会福祉法人との関係は、委任に関する規定に従うため、任務を怠ったときは法人に対する善管注意義務違反（理事の場合は忠実義務違反を含む。）になります（法第38条）。

イ 損害賠償責任の免除

評議員、役員（理事・監事）又は会計監査人の社会福祉法人に対する責任は、原則として総評議員の同意がなければ免除できません（法第45条の22の2で準用する一般社団・財団法人法第112条）。

なお、総評議員とは、定款上の評議員定数や評議員会の出席者数ではなく、評議員の現在員数を指します。

ウ 評議員の特別決議による一部免除

法人に対する損害賠償責任を負う役員（理事・監事）又は会計監査人が、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、その賠償責任を負う額のうち、役員（理事・監事）又は会計監査人が社会福祉法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益（報酬等）の1年間当たりの額に相当する額に以下の数を乗じた額（以下「最低責任限度額」という。）を超える部分については、評議員の決議により免除できません（法第45条の22の2で準用する一般社団・財団法人法第113条第1項）。

・ 理事長	6
・ 業務執行理事	4
・ 理事、監事、会計監査人	2

役員（理事・監事）又は会計監査人の責任の免除に関する議案を評議員会に提出する場合には、監事の同意を得なければなりません（法第45条の22の2で準用する一般社団・財団法人法第113条第3項）。

なお、評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、評議員会の決議による責任の一部免除は認められていません。

エ 理事会の決議による一部免除

社会福祉法人においては、役員（理事・監事）又は会計監査人の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行

状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、その賠償責任を負う額のうち最低責任限度額を超える部分について理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができます。この旨を定款で定める議案を評議員会に提出する場合、定款の定めに基づく役員（理事・監事）又は会計監査人の責任の免除について理事会に議案を提出する場合には、いずれも全監事の同意を要します（法第45条の22の2で準用する一般社団・財団法人法第114条第1項、第2項）。

なお、評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、一部免除に関する定款の定めは認められていません。

(2) 第三者に対する責任

評議員、役員（理事・監事）又は会計監査人は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います（法第45条の21第1項）。

また、理事・監事又は会計監査人は、次の場合にも第三者への損害賠償責任を負います（法第45条の21第2項）。

- 理事：計算書類等に虚偽の記載又は記録を行ったとき、又は虚偽の登記、虚偽の公告を行ったとき
- 監事：監査報告に虚偽の記載又は記録を行ったとき
- 会計監査人：会計監査報告に虚偽の記載又は記録を行ったとき

(3) 連帯責任

評議員、役員（理事・監事）又は会計監査人が、社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の評議員、役員（理事・監事）及び会計監査人も当該損害賠償責任を負うときは、これらの者は連帯債務者となります（法第45条の22）。

(4) 補償契約及び役員等のために締結される保険契約

ア 補償契約

社会福祉法人が、補償契約（役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を補償することを約する契約）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければなりません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(ア) 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用(イ) 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失<ul style="list-style-type: none">a 当該損害を当該役員等が賠償することにより生じる損失 |
|---|

- b 当該損害の賠償に関する紛争について、当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

補償契約を締結している場合であっても、社会福祉法人は、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用を補償することができません。

- (ウ) (ア)に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分
(エ) 当該社会福祉法人が(イ)の損害を賠償するとき、当該役員等が当該社会福祉法人に対して社会福祉法第45条の20第1項の責任を負う場合には、(イ)に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
(オ) 役員等がその責務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより(イ)の責任を負う場合には、(イ)に掲げる損失の全部

補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償について重要な事実を理事会に報告しなければなりません。また、理事会の議事録においては、当該補償に関する報告の概要を記載しなければなりません。

イ 役員等のために締結される保険契約

役員等賠償責任保険契約（社会福祉法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が補することを約するものであって、役員等を被保険者とするもの（厚生労働省令で定めるものを除く。））の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければなりません。

14 罰則

(1) 特別背任罪等の適用

ア 特別背任罪

評議員又は役員（理事・監事）が、自己又は第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、その法人に財産上の損害を与えたときは、7年以下の懲役、若しくは500万円以下の罰金に処せられ、又は懲役刑と罰金が併せて科せられることがあります（法第155条第1項）。

未遂の場合も罰せられます（法第155条第3項）。

イ 収賄・贈賄罪

評議員、役員（理事・監事）又は会計監査人がその職務に関することについて、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、その利益の要求もしくは利益を受け取る約束をしたときは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられます。また、犯人の收受した利益は没収又は追徴されます（法第156条第1項、第3項）。

その収賄の相手（利益を供与し、その申込み若しくは約束をした者）は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます（法第156条第1項、第3項）。

(2) 不法行為に対する過料の適用

評議員、理事、監事、会計監査人等が次のいずれかに該当したときは、20万円以下の過料に処せられます（法第165条）。

【過料の適用例（法第165条）】

- ① 社会福祉法に基づく政令の規定による登記を怠ったとき
- ② 公告を怠る又は不正の公告を行ったとき
- ③ 正当な理由なく書類の閲覧や交付等を拒んだとき
- ④ 定款の変更の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき
- ⑤ 定款、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び附属明細書、監査報告、会計監査報告、決算報告、その他の書面（電磁記録）に記載、若しくは記録すべき事項を記載せずし、又は、虚偽の記載等をしたとき
- ⑥ 定められた帳簿や書類、若しくは電磁記録を備え置かなかったとき
- ⑦ 所轄庁への報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は所轄庁の職員による検査を拒み、若しくは妨害や忌避したとき

15 書類の公表、備置き

(1) 公表「義務化されたもの」

次の書類については、法人のホームページでの公表又は財務諸表等電子開示システムでの公表が必要です。

- ① 定款
- ② 評議員、役員（理事・監事）の報酬等の支給基準
- ③ 計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）
- ④ 役員等名簿（個人情報を除く）
- ⑤ 現況報告書
- ⑥ 社会福祉充実計画

(2) 備置き

ア 主たる事務所

主たる事務所には、次の書類を必要な期間備え置く必要があります。

- ① 定款
- ② 計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む）：定時評議員会の2週間前の日から5年間
- ③ 財産目録、評議員及び役員（理事・監事）の氏名及び住所を記載した名簿、役員報酬等の支給基準、現況報告書：5年間
- ④ 評議員会議事録、理事会議事録：評議員会又は理事会の日から10年間
- ⑤ その他定款等で定めるもの

イ 従たる事務所

- ① 定款
- ② 計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む）の写し：定時評議員会の2週間前の日から3年間
- ③ 財産目録、評議員及び役員（理事・監事）の氏名及び住所を記載した名簿、役員報酬等の支給基準、現況報告書の写し：3年間
- ④ 評議員会議事録の写し：評議員会の日から5年間

16 社会福祉充実計画

(1) 計画の作成

社会福祉法人は、保有する財産について、事業継続に必要な財産の額を控除した上で、再投下可能な財産（社会福祉充実残高）を算定しなければなりません。

社会福祉充実残額がある場合は、社会福祉充実計画を作成して所轄庁から承認を受ける必要があります（法第55条の2第1項）。

【社会福祉充実計画の策定の基本的な流れ】

- ① 社会福祉充実残額の算定（法第55条の2第1項）
- ② 社会福祉充実計画原案の作成及び理事会の承認
 - ※ 地域公益事業を行う場合は地域協議会等へ地域公益事業の内容及び事業区域における需要についての意見聴取（法第55条の2第6項）
- ③ 公認会計士・税理士等への事業費及び社会福祉充実残額についての意見聴取（監事監査終了後など決算が明確となった段階）（法第55条の2第5項）
- ④ 最終案作成・理事会の承認
- ⑤ 評議員会の承認（法第55条の2第7項）
- ⑥ 所轄庁へ承認申請（計算書類等及び財産目録等の届出と同時に提出）（法第55条の2第2項） 【提出期限：6/30】
- ⑦ 所轄庁の承認
- ⑧ 計画に基づく事業実施

(2) 計画の内容

社会福祉充実計画において、どのような事業を行うかについては、次の順序で検討しなければなりません（法第55条の2第4項）。

【社会福祉充実計画の検討順序】

- ① 社会福祉事業及び公益事業（法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する事業）
- ② 地域公益事業
- ③ 公益事業（①②以外のもの）

(3) 計画の実施期間等

計画は、原則5か年度の範囲で、社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施する内容とします。

ただし、社会福祉充実残高の規模等により、5か年度で計画を終了することが困難な、合理的な理由がある場合には、当該理由を計画に記載した上で、最

長10か年度とすることができます。合理的な理由としては、例えば、10か年度にわたり社会福祉充実事業を継続する内容となっている場合や6か年度目以降に建物や新規事業所の開設などを行う内容となっている場合が考えられます（社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A 問57）。

また、計画の実施期間の範囲内で、事業の始期や終期、実施期間、各年度の事業費は、法人の任意で設定することができます。

なお、地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難な場合など、合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、社会福祉充実残額の2分の1以上を社会福祉充実事業に充てる計画を策定することができます（社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準4(5)）。

(4) 地域協議会等への意見聴取

地域公益事業を行う社会福祉充実計画を作成する場合には、次の内容について、地域協議会等への意見聴取を行います（法第55条の2第6項）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 地域の福祉課題に関すること② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること③ 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関する意見④ 関係機関との連携に関すること |
|---|

なお、法人の所轄庁以外の区域で地域公益事業の実施を予定する場合には、あらかじめ所轄庁に相談してください（社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A 問88、問89）。

(5) 公認会計士等への意見聴取

社会福祉充実計画の原案作成後、次の内容について、財務に関する専門的な知識を有する者（公認会計士、税理士、監査法人又は税理士法人）への意見聴取を行います（法第55条の2第5項、省令第6条の17）。

なお、公認会計士等は、法人の会計監査人や顧問税理士、これらの資格を持つ評議員、監事等であっても差し支えありません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 社会福祉充実残額の算定関係<ul style="list-style-type: none">ア 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定イ 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算ウ 再取得に必要な財産の再計算エ 必要な運転資金の再計算オ 社会福祉充実残額の再計算 |
|---|

② 法人が行う社会福祉充実事業関係

ア 事業費の再計算

意見聴取の結果については、公認会計士又は税理士等の財務の専門家から確認書の提出を受ける必要があります。

(6) 計画の決定・承認

社会福祉充実計画は評議員会の承認を受けなければなりません（法第55条の2第7項）。

また、社会福祉充実計画は、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の6月末までに所管課に申請し、承認を受けなければなりません。所管課は社会福祉充実計画の作成及び実施に関して、助言その他の支援をすることになっています（法第55条の2第8項）。

(7) 計画の変更手続

計画の変更は、軽微な変更を除き、所轄庁の承認が必要となります。

また、軽微な変更は、所轄庁への届出が必要となります。

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・新規事業を追加する場合・既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合<ul style="list-style-type: none">① 対象者の追加、変更② 支援内容の追加、変更・計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合	<ul style="list-style-type: none">・既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合・計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合
事業実施地域	<ul style="list-style-type: none">・市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合	<ul style="list-style-type: none">・同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合
事業実施期間	<ul style="list-style-type: none">・事業実施年度の変更を行う場合・年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合	<ul style="list-style-type: none">・同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
社会福祉充実残額	<ul style="list-style-type: none">・計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合	<ul style="list-style-type: none">・計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合
その他		<ul style="list-style-type: none">・法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

17 地域における公益的な取組

社会福祉法人は、税制上の優遇措置を受けているほか、事業費が税や保険料の公費によって賄われており、高い公益性を有しています。

このため、社会福祉法人には、「地域における公益的な取組」の責務が課されており、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければなりません（法第24条第2項）。

この取組は、各社会福祉法人が単独で行わなければならないものではなく、地域の社会福祉法人が連携して行うことも可能です。

(1) 地域における公益的な取組の要件（「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について 2.(1)）

次のア～ウの全ての要件を満たす必要があります。

ア 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること。

(ア) 地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。）（以下「社会福祉事業等」という。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当します。

(イ) ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当します。

(ウ) また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれます。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実のための環境整備に資する取組も含まれるものです。

イ 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること

(ア) 原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指すものです。

(イ) ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域の様々な資源を活用し、現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態とな

った場合に適切に支援につながるような環境や状態を構築するという視点も重要です。したがって、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれるものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれるものです。

(ウ) また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれるものです。

ウ 無料又は低額な料金で提供されること

(ア) 原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指すものです。

(イ) したがって、当該取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しませんが、このよう場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当します。

(2) 定款上の取扱い

「地域における公益的な取組」のうち、継続的に行われるものではない取組については、定款への記載は不要です。

また、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業についても、必ずしも定款への記載は要しないものとされています。

※ 公益事業の定款記載については、所管課に確認してください。

18 会計処理

社会福祉法人は、社会福祉法人会計基準（法第45条の23第1項、省令第79号）（以下「会計基準省令」という。）で定める基準に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）をいう。）、その附属明細書及び財産目録を作成しなければなりません。

なお、会計基準の規定は事業の種類を問わず、法人が行う全ての事業に関する会計に適用され、会計基準省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならないとされています（会計基準省令第1条）。

会計処理については、「社会福祉法人会計基準」に基づいて行うほか、以下の通知により行うこととなります。

- 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて
- 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について

(1) 会計年度

社会福祉法人の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までです（法45条の23第2項）。

会計年度は、法により定められ、期間を変更することはできません。

(2) 会計の原則

社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って会計処理を行い、計算書類、その附属明細書及び財産目録を作成する必要があります（会計省令第2条）。

ア 真実性の原則と明瞭性の原則

真実性の原則は、計算書類が真実な内容を報告すべきであることを要求するものです。

また、明瞭性の原則は、計算書類が報告内容を明瞭に表示すべきであることを要求するものです。

イ 正規の簿記の原則

計算書類は、正規の簿記の原則にしたがって複式簿記によって正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければなりません。

ウ 継続性の原則

採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更してはいけません。

エ 重要性の原則

重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができます。

(3) 会計帳簿の整備

ア 作成と保存（法45条の24第1項、第2項）

社会福祉法人は、適時に、正確な会計帳簿を作成する必要があります。

また、作成した会計帳簿は、会計帳簿を閉鎖したときから10年間保存しなければなりません。

イ 会計帳簿の作成（会計省令第3条）

社会福祉法人が作成する会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿は、会計省令第2章により処理しなければなりません。

なお、資産については、会計帳簿にその取得価額を付さなければなりません（会計省令第4条）。

(4) 管理組織の確立（指導監査ガイドラインⅢ3(2)2）

ア 法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保するとともに、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めなければなりません。

イ 法人における管理運営体制を明確にするため、経理規程等に定めるところにより、会計責任者を理事長が任命することや、会計責任者又は理事長の任命する出納職員に取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行わせることなどを明確化する必要があります。

(5) 予算と経理（指導監査ガイドラインⅢ3(2)2）

ア 法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は拠点区分ごとに収入支出予算を編成しなければなりません。

資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠します。

イ 法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととなります。

なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成しなければなりません。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではありません。

ウ 会計帳簿は、原則として、拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しなければなりません。

19 資産管理

(1) 基本財産

ア 基本財産の管理（審査基準第2の1の(1)）

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、その権利の保全のために登記する必要があります。なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域等における施設や、個別に定める事業の用に供する不動産（注1）については、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けて差し支えありませんが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、これを登記しなければなりません。

〈注1〉 事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて設置することが認められる場合は次のとおりです。

○ 特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日付け社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長及び老人保健福祉局長連名通知）

○ 地域活動支援センターを設置する場合

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（平成24年3月30日付け社援発0330第5号厚生労働省社会・援護局長通知）」

○ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について（通知）」（平成12年9月8日付け障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）

○ 既設法人が通所施設を設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日付け障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）

- 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」
(平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)

※ 所管課と十分に協議してください。

イ 定款への記載及び担保提供

社会福祉施設を経営する事業を目的として定款に定めている法人にとって、その所有する社会福祉施設の用に供する不動産は、当該事業の実施のために必要不可欠なものであり、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産として、その全ての物件について定款に定めるとともに、担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の認可を受けなければならない。

※ 根抵当権の設定

根抵当権は、一定の範囲内に属する不特定の債権を極度額まで担保する抵当権であり、担保提供の必要性や担保提供の方法の妥当性の観点から認められません。

ウ 基本財産の処分

基本財産は法人存立の基礎となる財産であることから、厳重な管理が要請され、これを処分し、又は担保に供する場合には、理事会・評議員会の議決等、定款で定める手続を経た後、所轄庁の承認を受け、初めて処分することができることとされていますので、必ず処分等を行う前に基本財産処分に係る申請を担当課に提出してください。

なお、所管課とは必ず事前協議を行ってください。

※ 定款変更は、基本財産処分承認を受けた後、当該財産を処分した時点で、申請手続を行ってください。

(2) その他財産

その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものは、その財産が欠けることにより法人の目的である社会福祉事業の継続に支障を来すこととなるため、当該財産の管理が適正にされ、その処分がみだりに行われないうに留意しなければなりません（審査基準第2.2(2)イ）。

また、基本財産以外の財産の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うよう努めなければなりません（審査基準第2.3(2)）。

(3) 不動産の賃借

不動産の賃借による場合の賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましくいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があります。

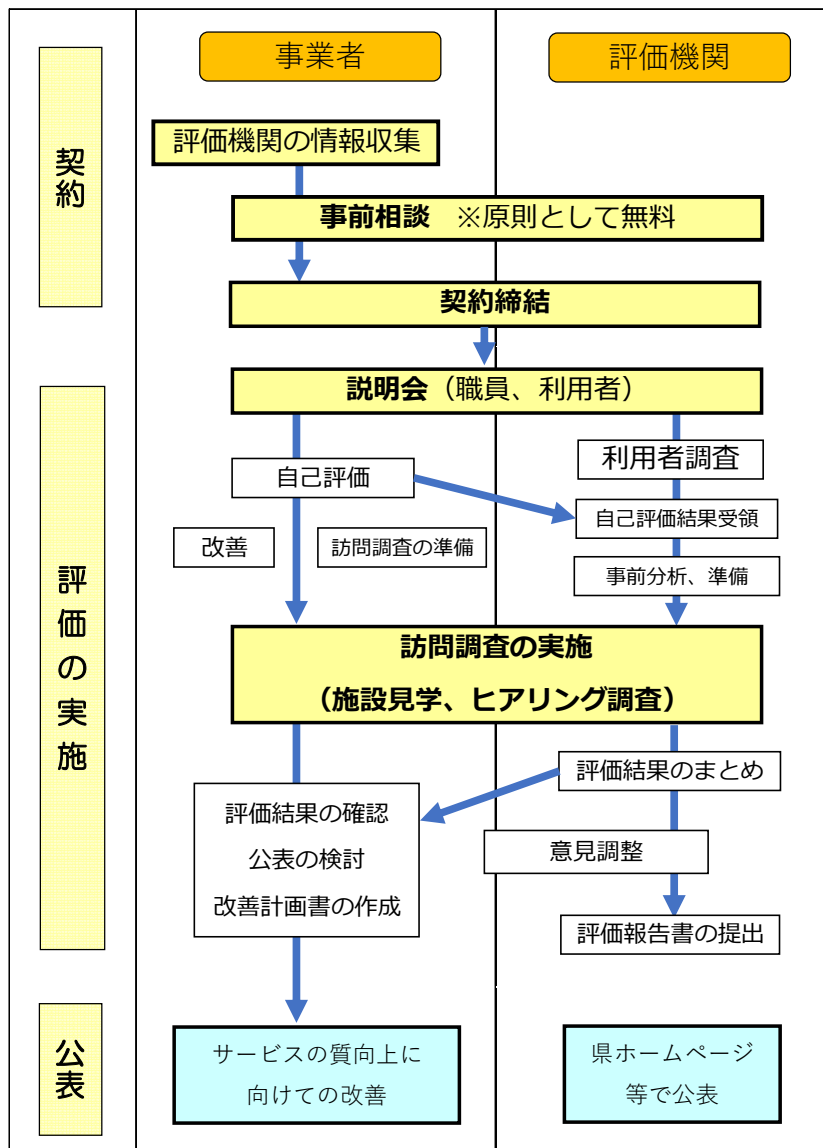
また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくありません（審査要領第2(7)）。

20 福祉サービス第三者評価

社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされています（法第78条第1項）。

福祉サービス第三者評価事業は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけること及び受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としているものであり、法人においては、当該事業による第三者評価を積極的に活用し、サービスの質の向上を図るための措置を講じてください。

宮崎県における第三者評価の流れは、次のとおりです。



制度の詳しい内容につきましては、宮崎県の第三者評価に関するホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/shidoukansha-engou/kurashi/shakai Fukushi/index.html>